

証券コード6482
2020年6月4日

株 主 各 位

京都市南区久世殿城町555番地

株式会社ユーシン精機

代表取締役社長 小谷 眞由美

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、電磁的方法による議決権行使に際しましては、2頁から3頁までの「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 京都市南区久世殿城町555番地
当社本社6階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | (1) 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日当日の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力のほどお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ype.co.jp>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」、「株主資本等変動計算書」及び「重要な会計方針及びその他の注記」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ype.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」、「株主資本等変動計算書」及び「重要な会計方針及びその他の注記」は監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月23日（火曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）</p>
--

〈機関投資家の皆様へ〉

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中間の貿易摩擦をはじめとする先行きに対する不透明感から、世界的に企業の設備投資意欲の減退傾向が顕著になっていたなか、2020年になってからの新型コロナウイルスの世界的な感染の拡大により各国の経済活動が停滞しております。その結果、世界規模での景気の減速懸念が強まり、当社を取り巻く環境はさらに厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き世界規模での新規顧客の開拓に取り組んでまいりましたが、当連結会計年度における受注は前連結会計年度と比較して低調に推移いたしました。当連結会計年度の業績につきましては、海外での医療関連を中心に特注機の販売が大幅に増加いたしました。取出口ロボットの販売につきましては、設備投資の抑制によりアジアにおいては期初より販売が伸びず、日本においても下期以降は減速いたしました。その結果、連結売上高は前期比8.3%減の20,011百万円となりました。営業利益につきましては、業務の効率化による経費の削減及び減価償却費の減少等から経費は抑えられたものの前期比16.3%減の2,309百万円となりました。経常利益につきましては、為替差損の計上もあり前期比21.0%減の2,205百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比19.5%減の1,532百万円となりました。

なお、欧州市場における販路拡大、サービス体制の拡充を目的に、ドイツに100%出資の現地法人Yushin Europe GmbHを設立し、2019年6月より業務を開始いたしました。2019年10月にはドイツで開催されました世界最大のプラスチック・ゴムの見本市であるK展に出展し、販売チャネルの構築を加速させております。

品目別連結売上高は下記のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	第 46 期 (2019年 3 月期)		第 47 期 (2020年 3 月期)		前期比 増減率
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	
取 出 ロ ボ ッ ト	15,512,592	71.0%	12,770,127	63.8%	△17.7%
特 注 機	2,880,736	13.2	4,056,072	20.3	40.8
部品・保守サービス	3,440,070	15.8	3,185,499	15.9	△7.4
合 計	21,833,399	100.0	20,011,700	100.0	△8.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました当社グループの設備投資の総額は198百万円であり、その主なものはテクニカルセンターの設備工事38百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2017年 3 月期)	第 45 期 (2018年 3 月期)	第 46 期 (2019年 3 月期)	第 47 期 (2020年 3 月期)
売 上 高 (千円)	19,346,399	20,878,651	21,833,399	20,011,700
経 常 利 益 (千円)	2,058,192	2,432,690	2,791,364	2,205,033
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,380,273	1,626,768	1,903,435	1,532,851
1株当たり当期純利益 (円)	78.93	(注2)46.51	54.54	45.01
総 資 産 (千円)	30,761,736	32,572,888	33,197,260	31,933,368
純 資 産 (千円)	25,451,718	26,472,034	27,117,484	27,471,961
1株当たり純資産額 (円)	1,444.38	(注2)750.37	783.03	800.04

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く外部環境につきましては、米中貿易摩擦の長期化、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大をきっかけとして、国内外の経済活動への影響が懸念される等、不確定要因を抱えており、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、サプライチェーンの寸断や様々な事業活動の制限等長期間にわたり企業活動へマイナスの影響を及ぼすことが懸念されます。このような環境のなか当社グループは、「世界をめざして常に革新ある技術を創造し、広く社会に貢献する」という経営理念の下、今後もビジネス環境の変化を迅速に捉え、取出口ロボット業界におけるリーディングカンパニーとしてさらなる発展を目指してまいります。

そのために対処すべき課題といたしましては、取出口ロボットにおいては、商品力の強化によって差別化した取出口ロボットの販売拡大、さらなるグローバル営業展開の強化であります。また、新規事業分野では、複数の事業の柱を確立すべく、技術シナジーや販売シナジーを発揮できる事業分野において新商品を開発し、市場に投入していくことでもあります。こうした取り組みに加えて、組織づくり、人材育成を強化し、持続的成長の実現に努めてまいります。

第48期（2021年3月期）におきましては、顧客、取引先及び社員の安全を第一に、新型コロナウイルスの感染には十分な注意を払いつつ、グローバルマーケットの各地域に適した取出口ロボットの開発、販売に取り組んでまいります。また、IoT・AIを活用し、さらなるサービスの充実を推進してまいります。

特注機では、国内外において高まる自動化ニーズを受け、引き続き販売拡大に努めるとともに、新規事業の開拓を続けてまいります。

組織力の強化に向けては、部門間の連携強化、働き方の効率化を進め、業務の品質・効率・スピードを高めることによって、生産性を向上させてまいります。

さらに、これまでのユーシン精機の強みや良さを継承し、新しい時代を切り開くための必要な姿勢を明確化するためにまとめた、コーポレートアイデンティティ（CI）の社内浸透を進め、ブランド価値の向上に取り組んでまいります。

危機管理につきましては、新型コロナウイルスの感染予防を徹底するとともに、防災を含めた社内体制を強化し、お客様への製品・サービス提供の維持に努めてまいります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
Yushin Korea Co., Ltd.	大韓民国 始興市	千ウォン 350,000	100%	当社製品の販売及び合理化機械の製造・販売
有信精機商貿(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 200	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
有信精機貿易(深圳)有限公司	中華人民共和国 広東省深圳市	千米ドル 400	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
有信國際精機股份有限公司	台湾 台北市	千ニュー台湾ドル 5,000	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
PT. Yushin Precision Equipment Indonesia	インドネシア ブカシ市	千インドネシアルピア 2,841,000	99%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Precision Equipment (Vietnam) Co., Ltd.	ベトナム ハノイ市	千米ドル 300	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Precision Equipment Sdn. Bhd.	マレーシア セランゴール州	千マレーシアリングギット 1,000	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Precision Equipment (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク市	千タイバーツ 8,000	49%	当社製品の販売及び合理化機械の製造・販売
Yushin Precision Equipment (India) Pvt. Ltd.	インド チェンナイ市	千インドルピー 7,400	95%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Europe GmbH	ドイツ バイエルン州	千ユーロ 25	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Automation Ltd.	イギリス ウスターシャー州	千イギリスポンド 150	95.6%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin America, Inc.	アメリカ合衆国 ロードアイランド州	千米ドル 8	100%	当社製品の販売及び合理化機械の製造・販売
広州有信精密機械有限公司	中華人民共和国 広東省広州市	千中国元 13,742	100%	当社製品の製造

(注) Yushin Europe GmbHは、当社の子会社として2019年6月に設立され、当連結会計年度より連結の範囲に含まれております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、主としてプラスチック射出成形品の取出口ロボット及びストック装置並びに成形工場のFA (ファクトリー・オートメーション) 化システムの開発・製造・販売を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	京 都 市 南 区	中 部 統 括 営 業 所	愛 知 県 豊 川 市
伏 見 工 場	京 都 市 伏 見 区	静 岡 営 業 所	静 岡 市 駿 河 区
テクニカルセンター	京 都 市 南 区	名 古 屋 西 営 業 所	三 重 県 桑 名 市
東日本統括営業所	さいたま市北区	西日本統括営業所	京 都 市 南 区
西 関 東 営 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市	富 山 営 業 所	富 山 県 富 山 市
長 野 営 業 所	長 野 県 塩 尻 市	広 島 営 業 所	広 島 市 安 佐 南 区
東 北 営 業 所	福 島 県 福 島 市	福 岡 営 業 所	福 岡 市 博 多 区
つくば営業所	茨城県つくば市	フィリピン駐在員事務所	フィリピン・マカティ市

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
689 (61) 名	6名増

(注) 従業員数は就業人員 (当社への出向者を含む。) であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現状に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 35,638,066株 |
| (3) 株主数 | 4,348名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ユーシンインダストリー	11,992千株	35.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,703	7.9
村田 美樹	1,847	5.4
小田 高代	1,846	5.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	1,251	3.7
京都中央信用金庫	1,088	3.2
小谷 眞由美	1,040	3.1
株式会社三菱UFJ銀行	849	2.5
株式会社京都銀行	704	2.1
株式会社SMB C信託銀行(株式会社三井 住友銀行退職給付信託口)	684	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式を1,602,454株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 谷 眞 由 美	
専務取締役	木 村 賢	資材本部責任者
専務取締役	北 川 康 史	製造本部責任者兼品質保証部責任者
取締役	稲 野 智 宏	営業本部責任者
取締役	西 口 泰 夫	山田コンサルティンググループ(株) 社外取締役
取締役	松 久 寛	京都大学名誉教授
取締役	中 山 礼 子	(株)ラックランド 取締役(監査等委員) (株)マンダム 社外取締役
常勤監査役	中 西 吉 久	
監査役	鎌 倉 寛 保	公認会計士 トラスコ中山(株) 社外監査役 (株)フジオフードシステム 社外監査役 シン・エナジー(株) 社外監査役
監査役	森 本 教 稔	

- (注) 1. 取締役西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鎌倉寛保氏及び森本教稔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役鎌倉寛保氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役松久寛氏及び中山礼子氏並びに監査役鎌倉寛保氏及び森本教稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
大 立 泰 治	常務取締役	退任	2019年6月21日
中 山 礼 子	—	(株)マンダム社外取締役	2019年6月21日
折 田 泰 宏	社外監査役	退任	2019年6月21日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8 名	177,490千円
監 査 役	4 名	22,200千円
合 計	12名	199,690千円

(注) 1. 2016年6月20日開催の第43期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額500,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）、監査役の報酬額は年額100,000千円以内と決議いただいております。

なお、現在当社には、使用人兼務取締役はおりません。

2. 上記報酬等の総額には毎月定額で支払われる月額報酬のほかに下記のものが含まれております。

・役員賞与引当額23,410千円（取締役4名に対し23,410千円）

3. 役員退職慰労引当金につきましては、2006年6月29日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止しており、2006年7月以降新規の引当計上を行っておりません。このため、当期末の残高66,780千円は、当期末に在任の取締役が2006年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。

4. 社外取締役に対する報酬の総額は3名16,800千円であります。

5. 社外監査役に対する報酬の総額は3名10,200千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西口泰夫氏は、2020年3月まで山田コンサルティンググループ(株)の社外取締役であり、2020年4月より同社の取締役会長であります。山田コンサルティンググループ(株)と当社の間には、特別な関係はありません。
- ・取締役松久寛氏は、京都大学の名誉教授であります。京都大学と当社の間には、特別な関係はありません。
- ・取締役中山礼子氏は、(株)ラックランドの取締役(監査等委員)及び(株)マンダムの社外取締役であります。(株)ラックランド及び(株)マンダムと当社の間には、特別な関係はありません。
- ・監査役鎌倉寛保氏は、トラスコ中山(株)、(株)フジオフードシステム及びシン・エナジー(株)の社外監査役であります。トラスコ中山(株)、(株)フジオフードシステム及びシン・エナジー(株)と当社の間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況及び発言状況
取締役 西口泰夫	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。京セラ(株)の代表取締役社長・代表取締役会長等を歴任し、要職を通じて培った経営全般に亘る知識と経験をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。
取締役 松久 寛	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。京都大学の工学に関する学識経験者としての専門的な知見をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。
取締役 中山礼子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。証券会社の引受部長、事業会社の管理管掌役員、社外役員等の豊富な経験をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。
監査役 鎌倉寛保	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会6回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知見をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、内部監査結果の検証、監査に関する意見交換、重要事項の協議等を行っており、定期的に会計監査人から会計監査の内容報告を受けるほか、経営トップとの定期的な意見交換を行っております。
監査役 森本教稔	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会6回全てに出席いたしました。企業のIT・システム戦略に関する専門的な知見をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、内部監査結果の検証、監査に関する意見交換、重要事項の協議等を行っており、定期的に会計監査人から会計監査の内容報告を受けるほか、経営トップとの定期的な意見交換を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、報酬見積りの算出根拠、算出内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

国際業務に関する助言・指導をしております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他会社の業務が適正に行われるための体制を構築するための基本方針として、「内部統制システム基本方針」を定めております（取締役会決議 2015年6月12日）。基本方針の要点は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令遵守等に関する啓蒙、研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図るとともに、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規程」を制定しております。
- (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び社内規程（「文書取扱規程」「内部情報管理規程」「情報システム管理規程」等）により、情報の保存、管理を実行する体制としております。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
現状考えられる損失の危険については、その重要度により委員会を設置し対応、協議する体制としております。
また、今後において当社に損失を与える事象が発生した場合は、直ちに担当役員が取締役及び監査役に報告し、役員全員で協議対応する体制としております。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
以下により取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。
 - ①取締役会にて重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督をしております。
 - ②経営会議にて取締役、執行役員、監査役との間で情報を共有しております。
 - ③幹部会議、YSM経営会議にて経営に関する重要事項の通達、状況把握、業務指導を実施しております。

④子会社会議の場で当社及び子会社に関連する情報を共有するとともに重要な事項については審議決定を行っております。

- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

内部統制システムの整備を推進するとともに、子会社については「子会社管理規程」により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関する子会社から当社への定期的な報告を義務付けております。

また、重要事項については取締役会等で協議し、課題の解決を図っております。

- (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会のほか、経営会議等の必要とされる重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の取締役、使用人及び子会社の取締役にその説明を受けるものとしております。

- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人については必要に応じて監査役スタッフを置くことができます。また、監査役スタッフへの指揮命令権は監査役に属するものとしております。

- (8) 監査役会または監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役会または監査役等へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨周知徹底しております。

また、「内部通報規程」により当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記しております。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

- (10) 反社会勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対して毅然とした態度で臨むとともに、これら反社会勢力には警察等の関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行い、上記方針を社員に徹底しております。

「内部統制システム基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を目的とした内部統制システムの運用を発展的に整備するため、「内部統制規程」及び「内部統制委員会運営規程」を制定しております。

「内部統制規程」により、取締役会及び監査役の責任範囲、役員及び社員等の遂行体制及び活動内容、評価及び報告の進め方に関する明確化を行うとともに、内部統制の整備・運用に関する基本方針を策定しております。また、「内部統制委員会運営規程」により、内部統制を円滑に推進するための委員会の体制及び任務を明確化し、活動を進めております。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度を中心に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンスに関する啓蒙、研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。「Yushin Organizational Knowledge Book」(Y-Book)は、組織の知識集として業務品質向上の他、服務規律の維持やコンプライアンス意識の浸透に活用しております。また、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規程」を制定し、内部通報社外窓口の設置も実施しております。

その他、関連法令動向に関する情報提供及び社内規程（「服務規律」「内部情報管理規程」「情報システム管理規程」等）の整備、周知徹底を図っております。当事業年度は、決裁範囲や起案・執行責任部門の明確化等を目的として職務権限に関する規程を見直し、整備しております。また、下請法やインサイダー規制に関する社内教育・研修を実施しております。

(2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理全般については、内部統制委員会にて協議対応しております。また、当社に損失を与える事象が発生した場合は、直ちに担当役員が取締役会及び監査役会に報告し、役員全員で協議対応を行うとともに、損失の危険性があると見込まれる事象についても、監査役による調査やヒアリングを行う等、リスク回避のための取組みも強化しております。

(3) 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

以下により取締役の職務の執行は適正かつ効率的に行われております。

- ①取締役会にて重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督をしております。
- ②取締役会の構成や取締役等の指名・報酬のあり方等に関する客観性、妥当性及び透明性を高め、当社グループの中長期的な成長と企業価値の向上につなげるため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役・監査役候補者の選出及び取締役の報酬体系等について審議し、取締役会に対して答申または意見を述べております。
- ③取締役会のさらなる機能向上を図るべく、取締役会全体の実効性の分析・評価について、社内アンケートを行い、結果の分析評価をし、改善を進めております。
- ④経営会議にて取締役、執行役員、監査役との間で重要課題等を討議し情報を共有しております。
- ⑤幹部会議等にて経営に関する重要事項の通達、状況把握、業務指導を実施しております。

(4) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正確保のための取組みの状況

内部統制システムの整備を推進するため、2018年2月7日の取締役会において「内部統制規程」及び「内部統制委員会運営規程」を制定

しております。具体的には、「内部統制規程」により、内部統制に関する取締役会及び監査役の責任範囲、役員及び社員等の遂行体制（統括、遂行実体制等）及び活動内容（方針、運用整備を進めるためのプロセス等）、評価及び報告の進め方（対象範囲、手続き、不備に対する是正措置等）に関する明確化を行うとともに、「内部統制委員会運営規程」により、内部統制を円滑に推進するための委員会の体制、任務及び活動の進め方（統括、遂行体制、活動対象範囲、教育等）について明確化を行いました。「内部統制規程」に基づき、内部統制の整備及び運用に関する基本方針とともに、評価実施のための基本計画を定め、活動を進めております。また、子会社については、子会社会議を年3回開催し、当社及び子会社に関連する情報を共有し、子会社における業務実施状況を確認しております。

（5）監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従って監査を実施し、取締役会、経営会議、幹部会議等に参加するほか、取締役、内部監査室等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書や契約書他重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしております。

また、監査を実施するにあたり、社外監査役である公認会計士及び企業のIT・システム戦略の専門性を活かすとともに、内部監査室等との社内の連携を図っております。その他、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査にあたっての基準及び行動の指針「内部統制システムに係る監査の実施基準」を策定し、実施基準に従って監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして事業運営にあたっております。

このため、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、各期の業績等を十分勘案した配当による利益還元を行うことを基本方針としております。具体的には、配当性向の目標を連結の親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり10円とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金1株当たり8円と合わせまして、年間配当は1株当たり18円となります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,391,889	流 動 負 債	4,250,803
現金及び預金	8,646,219	支払手形及び買掛金	895,133
受取手形及び売掛金	5,410,654	電子記録債務	803,258
商品及び製品	772,690	未払金	418,287
仕掛品	1,120,628	未払費用	204,282
原材料及び貯蔵品	3,165,533	未払法人税等	137,914
未収消費税等	19,143	前受金	1,270,310
前払費用	140,126	賞与引当金	267,606
その他	136,139	役員賞与引当金	23,410
貸倒引当金	△19,247	製品保証引当金	178,399
固 定 資 産	12,541,479	その他	52,201
有形固定資産	10,905,978	固 定 負 債	210,603
建物	4,392,530	役員退職慰労引当金	66,780
構築物	161,764	退職給付に係る負債	62,919
機械装置及び運搬具	137,466	繰延税金負債	34,438
工具、器具及び備品	92,074	その他	46,466
土地	6,107,772	負 債 合 計	4,461,407
リース資産	4,169	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	10,199	株 主 資 本	27,185,619
無形固定資産	358,333	資 本 金	1,985,666
電話加入権	11,430	資 本 剰 余 金	2,023,903
ソフトウェア	286,314	利 益 剰 余 金	24,531,217
その他	60,588	自 己 株 式	△1,355,167
投資その他の資産	1,277,168	その他の包括利益累計額	44,125
投資有価証券	159,973	その他有価証券評価差額金	16,443
退職給付に係る資産	285,556	為替換算調整勘定	△34,487
繰延税金資産	658,373	退職給付に係る調整累計額	62,169
その他	193,669	非支配株主持分	242,216
貸倒引当金	△20,403	純 資 産 合 計	27,471,961
資 産 合 計	31,933,368	負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,933,368

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,011,700
売上原価	11,991,662
売上総利益	8,020,037
販売費及び一般管理費	5,710,541
営業利益	2,309,496
営業外収益	46,484
受取利息及び配当金	13,428
仕入割引	10,126
その他	22,928
営業外費用	150,947
売上割引	1,170
為替差損	147,975
その他	1,801
経常利益	2,205,033
特別利益	5,669
固定資産売却益	5,669
特別損失	2,185
固定資産除売却損	1,185
その他	1,000
税金等調整前当期純利益	2,208,516
法人税、住民税及び事業税	565,497
法人税等調整額	63,770
当期純利益	1,579,248
非支配株主に帰属する当期純利益	46,397
親会社株主に帰属する当期純利益	1,532,851

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,145,403	流 動 負 債	2,746,665
現金及び預金	6,001,179	支払手形	20,681
受取手形	1,478,745	電子記録債務	803,258
売掛金	4,123,529	買掛金	807,223
商品及び製品	206,339	未払金	352,484
仕掛品	997,555	未払費用	108,476
原材料及び貯蔵品	2,130,366	未払法人税等	74,746
前払費用	85,679	前受金	210,066
未収消費税等	19,143	賞与引当金	263,000
その他	103,164	役員賞与引当金	23,410
貸倒引当金	△300	製品保証引当金	64,000
固 定 資 産	12,721,478	その他	19,318
有形固定資産	10,110,359	固 定 負 債	69,673
建物	3,978,531	役員退職慰労引当金	66,780
構築物	161,764	その他	2,893
機械及び装置	56,684	負 債 合 計	2,816,338
車両運搬具	868	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	54,620	株 主 資 本	25,034,100
土地	5,843,521	資本金	1,985,666
リース資産	4,169	資本剰余金	2,023,903
建設仮勘定	10,199	資本準備金	2,023,903
無形固定資産	294,234	利 益 剰 余 金	22,379,698
電話加入権	11,430	利益準備金	286,314
ソフトウェア	282,804	その他利益剰余金	22,093,383
投資その他の資産	2,316,884	配当平均積立金	1,000,000
投資有価証券	159,973	別途積立金	8,700,000
関係会社株式	931,110	繰越利益剰余金	12,393,383
関係会社出資金	297,873	自 己 株 式	△1,355,167
繰延税金資産	577,448	評価・換算差額等	16,443
その他	350,542	その他有価証券評価差額金	16,443
貸倒引当金	△64	純 資 産 合 計	25,050,544
資 産 合 計	27,866,882	負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,866,882

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,751,243
売 上 原 価	9,392,754
売 上 総 利 益	5,358,489
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,082,249
営 業 利 益	1,276,239
営 業 外 収 益	393,473
受 取 利 息	2,882
受 取 配 当 金	361,682
仕 入 割 引	10,126
そ の 他	18,781
営 業 外 費 用	24,956
売 上 割 引	1,170
為 替 差 損	22,017
そ の 他	1,769
経 常 利 益	1,644,756
特 別 利 益	399
固 定 資 産 売 却 益	399
特 別 損 失	2,167
固 定 資 産 除 売 却 損	1,167
そ の 他	1,000
税 引 前 当 期 純 利 益	1,642,988
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	426,157
法 人 税 等 調 整 額	3,151
当 期 純 利 益	1,213,679

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 ユーシン精機
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 崎 充 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 田 秀 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユーシン精機の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーシン精機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 ユーシン精機
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充 弘 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀 樹 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーシン精機の2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は無いものと認めます。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は無いものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社ユーシン精機 監査役会

常勤監査役 中 西 吉 久 ⑩

社外監査役 鎌 倉 寛 保 ⑩

社外監査役 森 本 教 稔 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため3名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こたにまゆみ 小谷 眞由美 (1947年1月12日生)	1973年10月 当社入社 1982年10月 当社取締役 1989年2月 当社取締役副社長（1993年3月より営業本部長を兼務） 2002年12月 当社代表取締役社長 2006年4月 当社代表取締役社長兼営業本部責任者 2011年3月 当社代表取締役社長（現任）	1,040,202株
選任理由 会社設立時から経営に携わり、長年に亘り代表取締役社長として強力なリーダーシップを発揮してきました。経営全般において豊富な経験と実績を有しており、引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			
2	きむらさとし 木村 賢 (1954年4月1日生)	2005年4月 当社入社、執行役員購買部長 2005年10月 当社執行役員購買部責任者 2006年4月 当社常務執行役員資材本部責任者 2006年6月 当社常務取締役資材本部責任者 2008年6月 当社専務取締役資材本部責任者（現任）	6,000株
選任理由 資材及び管理等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			
3	きたがわやすし 北川 康史 (1958年8月12日生)	2007年9月 当社入社 2007年11月 当社製造本部副責任者 2008年4月 当社製造本部副責任者兼品質保証部責任者 2009年4月 当社執行役員製造本部副責任者兼品質保証部責任者 2009年8月 当社執行役員製造本部責任者兼品質保証部責任者 2010年6月 当社取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者 2013年6月 当社常務取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者 2017年6月 当社専務取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者（現任）	4,800株
選任理由 製造等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	いな の とも ひろ 稲 野 智 宏 (1962年12月13日生)	1989年6月 当社入社 2003年8月 有信精機貿易(深圳)有限公司総経理 2008年4月 中国現地統括部責任者兼有信精機貿易(深圳)有限公司責任者 2009年7月 当社営業本部責任者付 2010年2月 当社営業本部副責任者 2011年3月 当社営業本部責任者 2014年3月 当社執行役員営業本部責任者 2017年6月 当社取締役営業本部責任者(現任)	3,400株
選任理由 営業等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			
5	※ こ たに たか よ 小 谷 高 代 (戸籍上の氏名 おだたかよ 小田高代) (1977年8月26日生)	2008年4月 当社入社 2008年10月 当社開発本部研究開発課責任者 2009年4月 当社開発本部研究開発部責任者 2019年4月 当社執行役員開発本部研究開発部責任者 2019年6月 当社執行役員開発本部責任者(現任)	1,846,932株
選任理由 研究開発、開発戦略関連業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しており、ロボット技術開発において日本機械学会賞を受賞する等社会的にも功績が認められております。取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			
6	※ ふく い まさ ひと 福 井 理 仁 (1960年6月30日生)	2013年10月 当社入社、内部監査室責任者 2015年7月 当社経営管理部経理部責任者 2017年4月 当社執行役員経営管理部責任者兼経理部責任者 2020年4月 当社執行役員経営管理部責任者(現任)	2,200株
選任理由 グループの経理・財務、情報システム統括、監査等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			
7	※ お だ こう た 小 田 康 太 (1978年6月10日生)	2015年10月 当社入社、総務部責任者 2017年9月 当社総務部責任者兼働き方支援チーム責任者 2019年4月 当社執行役員総務部責任者兼働き方支援チーム責任者(現任)	5,800株
選任理由 総務・人事、働き方改革推進、ガバナンス・コンプライアンス強化等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	にしぐちやすお夫 西口泰夫 (1943年10月9日生)	1975年3月 京都セラミック(株) (現京セラ(株)) 入社 1987年6月 同社取締役 1992年6月 同社代表取締役専務 1997年6月 同社代表取締役副社長 1999年6月 同社代表取締役社長 2003年6月 同社代表取締役社長兼執行役員社長 2005年6月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) 2006年4月 同社取締役相談役 2009年6月 同社取締役相談役退任 2014年6月 当社社外取締役 (現任) 2015年3月 (株)ソシオネクスト 代表取締役会長兼CEO 2016年6月 山田コンサルティンググループ(株) 社外取締役 2018年3月 (株)ソシオネクスト 代表取締役会長兼CEO退任 2020年4月 山田コンサルティンググループ(株) 取締役会長 (現任)	21,400株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>京セラ(株)の代表取締役社長・代表取締役会長等を歴任し、要職を通じて培った経営全般に亘る知識と経験をもとに、独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き、社外取締役候補者としていたしました。</p>			
9	まつひさひろし 松久寛 (1947年8月5日生)	1976年6月 京都大学工学部精密工学科助手 1987年10月 同大学助教授 1994年4月 同大学教授 (1995年改組により機械理工学専攻に移籍) 2012年4月 同大学名誉教授 (現任) 2014年6月 当社社外取締役 (現任) 2016年6月 テクノロジーシードインキュベーション(株)監査役 2018年6月 同社監査役退任	10,000株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>京都大学の工学に関する学識経験者としての専門的な知見をもとに、独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	なかやま れいこ 中山 礼子 (1959年4月2日生)	1983年4月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 1997年1月 丸三証券(株)入社 2000年3月 同社投資情報部長 2004年10月 同社引受部長 2008年10月 (株)リブテック非常勤取締役 2009年2月 同社取締役管理本部長 2013年3月 同社取締役退任 2015年3月 (株)ラックランド社外取締役 2016年3月 同社取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 (株)マンダム社外取締役(現任)	7,062株
社外取締役候補者とした理由 証券会社の引受部長、事業会社の管理管掌役員、社外役員等の経験を踏まえた豊富な見識に基づき、独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏は、現在当社の社外取締役であり、当社社外取締役としての在任期間は、西口泰夫氏及び松久寛氏は本総会終結の時をもってそれぞれ6年、中山礼子氏は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は松久寛氏及び中山礼子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。松久寛氏及び中山礼子氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役鎌倉寛保氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名を増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ の だ かつ み 野 田 勝 美 (1959年10月19日生)	1982年4月 当社入社 1999年3月 当社製造本部製造三課課長 2001年12月 当社営業本部営業技術部課長 2005年4月 当社営業本部システム技術部次長 2010年10月 当社営業本部システム技術部責任者 2019年10月 当社定年退職 嘱託社員として継続勤務	9,014株
	選任理由 製造及び営業等の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これまでの経験と実績を監査業務に活かすことにより、監査機能を強化することが期待されるため、監査役候補者といたしました。		
2	かま くら ひろ ほ 鎌 倉 寛 保 (1947年1月27日生)	1971年11月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1973年5月 公認会計士登録 2012年7月 トラスコ中山(株) 社外監査役(現任) 2012年7月 当社社外監査役(現任) 2013年3月 (株)フジオフードシステム 社外監査役(現任) 2018年2月 シン・エナジー(株) 社外監査役(現任)	5,700株
	社外監査役候補者とした理由 公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知見を当社の監査業務に活かしていただくことにより、監査機能の強化が期待されるため、引き続き、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 野田勝美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鎌倉寛保氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの公認会計士として、1992年4月から2001年3月及び2003年4月から2005年3月まで当社の会計監査に関与していましたが、業務執行を退いている現在は、当社との間において、特別の利害関係はありません。
4. 鎌倉寛保氏は、社外監査役候補者であります。
5. 鎌倉寛保氏は、現在当社の社外監査役であり、当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は鎌倉寛保氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。鎌倉寛保氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。

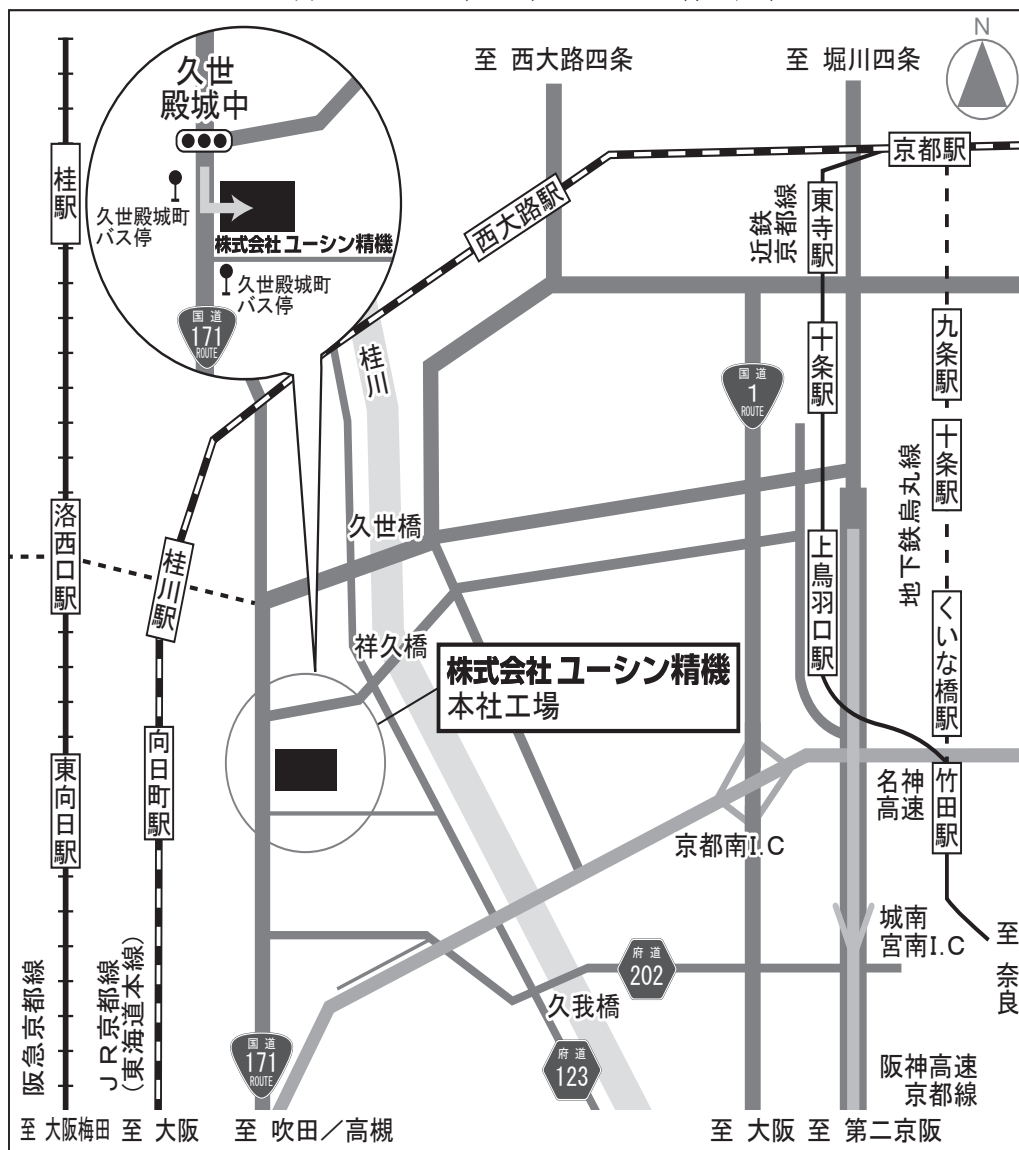
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場ご案内図

京都市南区久世殿城町555番地
当社本社6階会議室
電話 075 (933) 9555 (代表)



《公共交通機関のご案内》

- ① JR京都線 向日町駅よりタクシーで約5分
西大路駅より市バス特13号(久我石原町行)久世殿城町下車 所要時間約20分
桂川駅より市バス南1号(竹田駅西口行)久世殿城町下車 所要時間約15分
- ② 阪急京都線 東向日駅よりタクシーで約6分
桂駅東口より市バス南1号(竹田駅西口行)久世殿城町下車 所要時間約30分
- ③ 近鉄電車・京都市営地下鉄 竹田駅西口より市バス南1号(桂駅東口行)
久世殿城町下車 所要時間約30分

なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承のほどお願い申し上げます。

昨年まで実施しておりました送迎バスの運行及び株主総会終了後の工場見学会につきましては、新型コロナウイルスの感染予防のため、今年度の実施を取り止めさせていただくことになりましたので、ご了承のほどお願い申し上げます。